

秋田県告示第513号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和3年10月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1（1） 処分をした年月日
令和3年9月1日
- （2） 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
斉藤工業
秋田市御野場八丁目4番3号
斉 藤 裕 之
秋田県知事許可（般－2）第80908号
- （3） 処分の内容
熱絶縁工事業に係る一般建設業許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実
令和3年8月31日付けで熱絶縁工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日
令和3年9月13日
- （2） 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社西山塗装工業
男鹿市船川港船川字芦沢140番地1
代表取締役 西 山 浩
秋田県知事許可（般－2）第8144号
- （3） 処分の内容
塗装工事業に係る一般建設業許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実
令和3年9月9日付けで塗装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。